

第二十二回 参議院外務委員会會議録第十四号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

六月二十四日委員中川以良君、横川信夫君及び井村徳二君辭任につき、その補欠として郡祐一君、平井太郎君及び鶴見祐輔君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石黒 忠篤君
理事 鹿島守之助君
小瀧 彬君
羽生 三七君
苦米地義三君

委員

那 祐一君
佐藤 尚武君
岡田 宗司君
佐多 忠隆君
曾根 益君
野村吉三郎君

國務大臣

外務大臣 重光 葵君

政府委員

外務政務次官 岡田 直君
外務省参事官 安藤 吉光君
外務省条約局長 下田 武三君

事務局側

常任委員 渡邊 信雄君
会専門員

本日の會議に付した案件

○國際情勢等に関する調査の件
(國際情勢に関する件)

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國の援助等を必要とする帰國者に關する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○航空業務に関する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)の批准について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)の批准について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○海上で使用する事ができる兒童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための國際条約への加入について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○観光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○観光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約の追加された観光旅行宣傳用の資料の輸入に関する議定書

の批准について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○委員長(石黒忠篤君) それではこれより外務委員会を開きます。

○羽生三七君 きょうの一部新聞に出ておる問題で、ちよつとお尋ねをしたいのですが、日本と韓國との問題で、何か日本側が要請してアリソン・アメリカ大使に韓國へ行つてもらつたといううなことが出ておるのですが、そういうことがあつたのか、ないのか。

それからまた一部新聞には、李承晩氏が、日本と親密にすることはギャングと仲よくすることだといううなことも言つておるし、かたがた韓國との最近の情勢並びに今の質問の出た最初の問題について、わかつてゐる限りお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田直君) ただいまの御質問は、新聞によりますと、政府が要請したことを言明したというふうになつておりますが、アリソン大使が朝鮮に行くに際して韓國と日本の間の調整を日本の政府が要請してはおりません。アリソン大使が司令官がときどき朝鮮に行つてゐることは、そう、これに對して特別な要請をした覚えはございません。

○羽生三七君 アリソン大使の韓國へ行くことについて、特別の要請がなかつたということは、今の御言明で、それはそれでいいと思ひますけれども、最近の韓國との問題で、何かさう

いう情報が出るような特別な問題は何かあるのでありますか。

○政府委員(岡田直君) 韓國との國交調整については非常にわれわれが苦心しておるところでございまして、特に今日ソ連並びに中共とのいろいろな問題が発生するのに関連をして、韓國の方からいろいろ言明をしておるようになつてゐるところもございまして、従ひまして、そういう面からいろいろ注意をしております。

先般、金公使と鳩山総理大臣が会見をして、特にこれと關係のある北朝鮮との貿易その他をやる意思はないといううな言明を鳩山総理がいたしました。それから、韓國と日本の國交が相当險惡な事態にいつておつたのが、やや緩和の方向へ踏み出すかのごとき印象をわれわれは受けております。

アリソン大使に対する韓國に渡るに際して要請はしておりませんが、米國としても、この問題については重大な関心を持つておるところでございまして、しばしばの會談等でさういふ話題が出たことはあるかも知れませんが。

○羽生三七君 今のお答えにもあり、また新聞にもあり、先日本院の、これは本會議でしたか、總理からもお話をあつたのですが、その北朝鮮との問題は、やはり國交は近く開かない、貿易その他についても今何も考へておらないという線で、韓國とはこの間話合つたわけでありませんか。

○政府委員(岡田直君) その通りでございます。

○委員長(石黒忠篤君) それでは在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、これを問題といたします。

本件につきましては、質疑は前回をもつて一応終了しておりますのでこれより討論に入ることにいたします。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○曾根益君 私はこの法律に賛成をいたすものであります。先般の質疑の際にも、質問の形において政府に所見を伺ひ、また希望を申し上げておいたものであります。ちよつと外務大臣も来ておられますから、希望意見を付しまして賛成いたしたい。それは、とかくいふゆる認証官である大使に昇格したということになりますと、若い人を新しいアジア新興國なんか大いに登用することは非常によいことだと思ひますが、任務を終つて本省に歸つてきて、さうして別の任務につける場合に、一ぺん認証官になつてしまつたということが人事の運営上非常に困難を來たすおそれはないか。

いふゆる格下げをして、あるいは局長なり局付なりの、外務省参事官と言ひますか、さういふものに再び使つてゐる運用が特に必要ではなからうかと考へます。とかく役人にはさういふかたががあります。認証官になつてしまつて、その任務遂行上与へられた特別の称号であるということをお忘れになつてゐることを申し上げるのはおかしい

かもしれないが、たとえはこの間のバンドン會議に、われわれも国会議員として、いわゆる政府から見ればオプザバーとして、その一員として行きました。私は何も席次のことを特にやかましく言うつもりはありません。まあ大使はみんなヒズ・エクスレンシーだれだれと、トップについておる。ところが国会議員はミスターだれだれ、こういうふうに掛け出る。これは従来の外務省の観念としてはものように思いますが、しかしそういう観念があまりに固定化しておると、そこに非常におかしなものができはしないか。少くとも国会議員ならば、日本でそういう称号があるかもしれないが、オナラブルだれだれと掛け出る、もしも認証官、大使の方が国会議員より上だという固定した観念を持つておるものとすれば、そういうことが、ひいて、私が今申し上げたような、若くして、しかし大いに使えるから新興國の大使にしたけれども、本省に帰ってきてから、今後その地位に応じて有能に使う場合に、認証官ということにこだわってでなくなる。もしこういうことになるのであれば、いわゆる大使濫造と言いますが、そういう弊を開くものではないか。ぜひそういうことのないように、あくまで國際事情に応じて柔軟な外交の政策がとれ、いわゆるその国にはやはり大使を交換してもいいから、大使という称号をいわば一時的にローカル・ランキングというふうなつもりで道を開いていく、こういうふうな運用されることが私は適切だと思う。右のような運用をされることを強く希望いたしました、この法律に賛成するものであります。

○委員長(石黒忠篤君) その他御意見がございましたらお述べを願います。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石黒忠篤君) 速記を始め。他に御意見ございませんか……御意見がないようでありますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認めます。それでは採決に入ります。在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、これを問題といたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石黒忠篤君) 総員挙手、全会一致でございます。よって本件は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における口頭報告の内容及び議長に提出すべき報告書の作成その他の事後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認めてさように決定いたしました。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひたいと思ひます。

多数意見者署名

佐多 忠隆 鹿島守之助
佐藤 尚武 小瀧 彬
那 祐一 曾祢 益
羽生 三七 野村吉三郎
吉米地義三

○委員長(石黒忠篤君) 次に、國の援助等を必要とする諸國者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についても質疑は終了をしております。これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。國の援助等を必要とする諸國者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案、これを問題といたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石黒忠篤君) 総員挙手、全会一致でございます。よって本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における口頭報告の内容及び議長に提出いたします報告書の作成その他の事後の手續につきましては、慣例によつて委員長に御任せを願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認めてさように決定いたしました。なお報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とする方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

佐多 忠隆 那 祐一
野村吉三郎 鹿島守之助
羽生 三七 曾祢 益
岡田 宗司 小瀧 彬
佐藤 尚武 吉米地義三

○委員長(石黒忠篤君) 次に航空業務に関する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件を議題にいたします。

この件に関しましては提案の説明が済んでおります。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。……御発言がないようでございますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)の批准について承認を求めるの件、海員の雇入契約に関する条約(第十二号)の批准について承認を求めるの件、海上で使用することができる兒童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件、船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

本件については提案の説明は終つております。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

発言を願います。……御質疑の御発言がないようでございますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための國際條約への加入について承認を求めるの件、本件につきましては提案の説明は済んでおります。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。……御発言がないようでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、觀光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約に追加された觀光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件、以上二件を一括して議題といたします。本件については提案の御説明は済んでおります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小瀧彬君 この問題を今日審議することに関して、大蔵省あたりからも見えておるのですか。税關關係の方は……。

○政府委員(下田武三君) 本件は觀光事業に関するもので、運輸當局が責任

の衝に當ることになっております。

○小瀧樺君 いや、運輸当局が主管だけれども、税関の關係で……。僕が言わんとすることは、幾らそういうまいが、条約を作っても、税関あたりの取扱がまずかつたら、条約の真価を全く無にするので、戦後一時はよくつたけれども、最近われわれの体験するところでは、日本の税関はアメリカのようには余り観光に留意しない、つまりぬものでも引張り出すんですが、ああいうアメリカ式のことの方がうつつてきて、ヨーロッパにおけるような努力が日本において払われていないように見えるんですが、そういう点を申し上げたかったのです。

○委員長(石黒忠篤君) それではよろしくございませう。次回に呼びますか……。外務大臣より大蔵大臣へ一つお伝えを願つたらいかでせう、こういう意見があつたということ。

○小瀧樺君 それではこの次の機会に税関關係の方に來てもらいます。皆さんの意向もその方にあるようです。

○委員長(石黒忠篤君) それでは観光旅行に關する条約及び議定書の承認の件については、ただいまお開きの通りでありますので、次回に大蔵當局の出席を求めて質疑を続行することにいたします。

○羽生三七君 大臣にちよつとここで伺ひたいんですが、これは國際情勢という問題とは少し離れておるかもしれませんが、保守合同が進行過程で、何か外交問題が、一体そういう政策協定みたいなことで取り扱われておるのかどうか。けさの新聞を見ますと、だ

ぶその問題に何か關係があるようだし、場合によりましてソ連との交渉なんかも延びてしまつて、できない方がいいんだということを言つておる向きも一部にはあるというところも出ておりますので、この機会に一体ほんとうにおやりになるのか、おやりにならぬのか、たとえば保守合同の場合に、相手側からいろいろな問題が出ましても、それに対してやはり交渉を促進するという考え方でそういう問題を取り扱つていけるのか、外務大臣であると同時に副總理の大臣にお尋ねすることは必ずしも筋の違つたことじゃないと思ひますので、この際一つ御心算を伺ひたい。

○國務大臣(重光葵君) まず事實のことを申し上げます。事実今日まで保守合同に關連して外交問題を話合つたことはございませぬ。また議論はいろいろあるということ、これは御承知の通りです。左もあれば右もある。議論はあります。またある一部分の人が、こんな問題は時期尚早だからという意味で反對をすることも私は耳にしております。してあります。この問題はもう繰り返し繰り返しこの席でも申し上げましたと思ひますが、政府の方針は、きめられた方針のもとにあくまで進んで参ります。これが政府としての考え方であります。また私としての考え方で、それよりほかには何も考え方を持っておりません。従ひまして、日本の立場、主張ということは、これはもう十分に御説明し、かつまた、これに対しては実は私は御了承を得ておる、こういう確信のもとに、国民の聲としてやつておるわけです。これはあくまでこ

わらの主張が通るよう努力をします。いうことはやらなければならぬ。これは一生懸命やらなければならぬ。その目的は何かという、日ソの國交の調整というところにあるわけです。その目的を達するためにこれをやろう、いわば一本調子という御批評があるかもしれませぬが、そういうことでやつております。それで、保守合同の問題についてそういう話があつてもですよ。これはそういう合同問題などの場合に、政策の話し合いが出るということ、私はこれは当然のことだろつと思ひます。政策の問題について、その場合において外交問題を度外視するということもでき得ないし、またすべきものでないと思ひます。しかし、私どもは今やつておる方針は、これは私は、実は政黨關係以上の國民的の考え方だと思つて、その信念でやつておるわけでありまして、それをどこまでも基調とするつもりでやつております。それで大體御了承を得たいと思ひます。

○羽生三七君 大體了解いたしました。それでそれから、今後保守合同の話し合いが進んでも、今までのこの政府の對外對ソ交渉に關する基本方針は、何ら保守合同の進行過程で拘束されるものでない、そういうことに了解してよろしうございませうか。

○國務大臣(重光葵君) 私はそう考えております。それがために今日まで各黨の御意向も十分に私は伺つたつもりであります。どうぞその点……。

○羽生三七君 よろしくございませう。

○委員長(石黒忠篤君) それでは本日の外務委員會はこれをもって散會いたします。

午前十一時二十九分散會

六月二十三日予備審査のため、本委員會に左の案件を付託された。

一、在外公館等借入金整理準備審査會法の一部を改正する法律案(衆)

在外公館等借入金整理準備審査會法の一部を改正する法律案

在外公館等借入金整理準備審査會法の一部を改正する法律案

在外公館等借入金整理準備審査會法(昭和二十四年法律第七十三号)

附則第二項中「在外公館等借入金」の返済の実施に關する法律(昭和二十七年法律第四十四号)施行の際、

第五條第二項を「在外公館等借入金整理準備審査會法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第

号)施行の際、第五條第二項又は従前の附則第四項において準用する第五條第二項」に改め、「同条同項の規定にかかわらず」を削り、「昭和二十七年六月三十日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

附則第三項中「在外公館等借入金」の返済の実施に關する法律施行の日以後昭和二十七年六月三十日」を「在外公館等借入金整理準備審査會法の一部を改正する法律施行の日以後昭和三十年十二月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十五日本委員會に左の案件を付託された

一、沖繩の日本復歸促進に關する諸願(第九六四号)

一、韓國抑留漁船乗組員の送還に關する諸願(第九八六号)

第九八六号 昭和三十年六月二十日受理

韓國抑留漁船乗組員の送還に關する諸願

請願者 鹿兒島縣會議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

昨年九月ならびに十月季ライン侵犯の

かどで韓國に捕留された鹿兒島縣串木野市漁船第六九六丸の乗組員四名ならびに第十二共進丸乗組員三十七名は、刑罰を満了して目下便船をまつた

め釜山近郊新村抑留所に待機し、い

じろしく健康を害しながらも日本歸還に期待をかけ精神力でその困苦にた

えているとのことであり、又乗組員留守家族も生計の支柱を失つて経済的にも精神的にも大きな打撃を受け座視するにしのびない困窮の現状にあるから、すみやかにこれら乗組員送還の措置を講ぜられたいとの諸願。

第九六四号 昭和三十年六月二十日受理

沖繩の日本復歸促進に關する諸願

請願者 鹿兒島縣會議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

沖繩は千九百五十二年四月二十八日に発効した対日平和条約第三條によつて、アメリカ合衆國が立法司法行政の一部又は全部を行使する権限を与えられたために、現在においてもアメリカの直接的な軍事占領行政下におかれて

いる。そのために、八十万の沖繩住民は、言論、集會、思想、結社等の基本的人權をなく奪され原水爆基地造築のためアメリカ軍による強制的な土地取り上げ、その他生命の危険に及ぶよう

な状態まで発生し、国際正義と世界人道上から見ても断じて黙視できない悲惨な状態に放置されているから、すみやかに沖縄の日本復帰について関係国と交渉せられたいとの請願。

昭和三十年七月一日印刷

昭和三十年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局